

○女性活躍・子育てサポートプラン推進委員会設置要綱

令和4年4月1日

(設置)

第1条 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第19条第1項に規定する特定事業主行動計画及び次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第19条第1項に規定する特定事業主行動計画の円滑な実施や当該計画の見直しに資するため、庁内に女性活躍・子育てサポートプラン推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、別表に掲げる職員を委員として組織する。

(委員長等)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、総務部人事課長をもって充て、副委員長は、委員長が指名する委員をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、総務部人事課において行う。

(その他の事項)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

1 仕事と子育て両立支援プラン推進委員会設置要綱(平成17年4月1日)は、廃止する

2 女性活躍推進プラン推進委員会設置要綱(平成28年4月1日制定)は、廃止する

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

市長室人権・ダイバーシティ推進課長 総務部人事課長 同人材育成担当課長 民生局福祉こども部福祉総務課長 経済部農水産業振興課長 上下水道局経営部総務課長 消防局総務課長 教育委員会事務局教育総務部総務課長 市議会議会局総務調査課長 選挙管理委員会事務局選挙管理課長 監査委員事務局監査課長
--